

6 他市町村住所地特例・適用除外状況（年度別・区別）

（平成16年3月31日現在）（単位：人）

年 度 区 名	他市町村 住所地特例者数 1	適用除外者数 2				計
		身体障害者 療護施設	指定国立 療養所等 3	救護施設	労災特別 介護施設	
12	15	22	2	114	4	142
13	44	25	2	110	6	143
14	57	27	3	99	8	137
15	101	32	3	96	8	139
千種	0	2	0	0	0	2
東	3	1	0	0	0	1
北	5	0	0	0	0	0
西	6	3	1	0	0	4
中村	2	3	0	3	0	6
中	1	1	0	0	0	1
昭和	1	1	0	0	0	1
瑞穂	1	1	0	0	1	2
熱田	0	2	1	0	2	5
中川	24	2	0	0	1	3
港	7	1	0	0	0	1
南	8	0	0	0	0	0
守山	20	3	0	2	3	8
緑	7	2	1	1	0	4
名東	7	3	0	31	0	34
天白	9	7	0	59	1	67

1 他市町村住所地特例者とは、介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）に入所するために他市町村から本市に転入した者であり、転入前市町村の被保険者となる者である。

2 重症心身障害児施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する福祉施設、国立及び国立以外のハンセン病療養所も適用除外施設であるが、当該施設に入所中の適用除外者はいない。

3 重症心身障害児（者）病棟または進行性筋萎縮症児（者）病棟に限る。